



山形県公報

平成20年7月18日(金)

号 外(31)

目 次

条 例

山形県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例.....(議 会)... 5

山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例等の一部を改正する
条例.....(人 事 課)...同

山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例.....(同)...同

山形県職員等の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例.....(同)... 6

県吏員の恩給等に関する条例の一部を改正する条例.....(職員厚生課)...同

山形県手数料条例の一部を改正する条例.....(財 政 課)...同

山形県県税条例の一部を改正する条例.....(税 政 課)... 7

山形県農村地域工業等導入地区県税課税免除条例の一部を改正する
条例.....(同)...18

山形県公共調達基本条例.....(建設企画課)...同

山形県港湾施設管理条例の一部を改正する条例.....(交通政策課)...20

この号で公布された条例のあらまし

山形県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例 (県条例第35号) (議会)

- 1 地方自治法の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。
- 2 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(平成20年法律第69号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行することとした。

山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例等の一部を改正する条例 (県条例第36号) (人事課)

- 1 地方自治法の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。
- 2 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(平成20年法律第69号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行することとした。

山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 (県条例第37号) (人事課)

行政組織の変更に伴い、規定の整備を行うこととした。

山形県職員等の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例 (県条例第38号) (人事課)

- 1 独立行政法人国際協力機構法の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。
- 2 この条例は、平成20年10月1日から施行することとした。

県吏員の恩給等に関する条例の一部を改正する条例 (県条例第39号) (職員厚生課)

- 1 地方公営企業等金融機構法の制定に伴い、規定の整備を行うこととした。
- 2 この条例は、平成20年10月1日から施行することとした。

山形県手数料条例の一部を改正する条例（県条例第40号）（財政課）

- 1 温泉法の規定に基づく温泉の採取の許可の申請に対する審査等の事務につき手数料を徴収することとした。
- 2 この条例は、平成20年10月1日から施行することとした。ただし、1の改正の一部は、同年8月1日から施行することとした。

山形県県税条例の一部を改正する条例（県条例第41号）（税政課）

1 県民税

- (1) 公益法人関係税制について、次のとおり整備を行うこととした。

- イ 公益社団法人及び公益財団法人並びに一般社団法人及び一般財団法人について、法人の均等割の最低税率を適用することとした。（第43条関係）
- ロ 特例社団法人又は特例財団法人について、民法第34条法人と同様の措置を講ずることとした。（附則第20条第1項及び第4項関係）

- (2) 平成21年度以後の各年度分の個人の県民税に係る寄附金税制について、以下の措置を講ずることとした。

- イ 控除対象寄附金の拡大等（第34条の3関係）

- (イ) 改正前の所得控除方式を税額控除方式に改め、適用対象寄附金に係る控除率は、4パーセントとすることとした。
- (ロ) 寄附金控除の控除対象限度額を総所得金額等の30パーセントに引き上げることとした。
- (ハ) 寄附金控除の適用下限額を5,000円に引き下げることとした。

- ロ 地方公共団体に対する寄附金税制の見直し（第34条の3及び附則第5条の5関係）

都道府県又は市区町村に対する寄附金については、イの税額控除の適用に加え、当該寄附金が5,000円を超える場合、その超える金額に、90パーセントから寄附を行った者に適用される所得税の限界税率を控除した率を乗じて得た金額の5分の2に相当する金額（所得割の額の100分の10に相当する金額を限度とする。）を県民税から税額控除することとした。

- (3) 上場株式等に係る譲渡所得等及び配当所得に係る軽減税率並びに上場株式等に係る譲渡損失の損益通算について、以下の措置を講ずることとした。

- イ 上場株式等に係る譲渡所得等に対する課税

- (イ) 上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例の廃止

平成20年12月31日までの間に行われる上場株式等の譲渡に係る軽減税率を廃止することとした。（附則第12条の4関係）

- (ロ) 特例措置

平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に行われる上場株式等の譲渡に係る譲渡所得等の金額のうち500万円以下の部分の税率については、1.2パーセントとすることとした。（改正条例附則第17項関係）

- ロ 上場株式等に係る配当所得に対する課税

- (イ) 上場株式等に係る配当所得の申告分離選択課税の創設

所得割の納税義務者が、平成21年1月1日以後に支払を受けるべき上場株式等の配当等を有する場合において、当該上場株式等に係る配当所得については、当該納税義務者は、2パーセントの税率による申告分離課税を選択できることとした。この場合において、申告する上場株式等に係る配当所得の金額の合計額について、総合課税と申告分離課税のいずれかの選択適用とすることとした。（附則第8条の2第1項及び第2項関係）

- (ロ) 上場株式等に係る配当所得の申告分離選択課税の税率の特例措置

平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に支払を受けるべき上場株式等の配当等について申告分離課税を選択した場合の当該上場株式等に係る配当所得の金額のう

ち100万円以下の部分の税率については、1.2パーセントとすることとした。（改正条例附則第9項関係）

八 上場株式等に係る譲渡損失の損益通算の特例の創設

(イ) 上場株式等に係る譲渡損失と上場株式等に係る配当所得との間の損益通算の特例の創設

平成22年度以後の各年度分の個人の県民税について、前年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額があるとき又は前年以前3年内の各年に生じた上場株式等の譲渡損失の金額（前年以前に既に控除したものを除く。）があるときは、これらの損失の金額を上場株式等に係る配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限る。）から控除することとした。（附則第12条の5第1項及び第4項関係）

(ロ) 源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び特別徴収等の特例の創設

a 個人が金融商品取引業者等の営業所を通じて上場株式等の配当等の支払を受ける場合において、当該個人が当該金融商品取引業者等の営業所に源泉徴収選択口座を開設しているときは、当該上場株式等の配当等を当該源泉徴収選択口座に受け入れることができることとした。（附則第12条の4の2第1項関係）

b aにより源泉徴収選択口座に受け入れた上場株式等の配当等（以下「源泉徴収選択口座内配当等」という。）に対する配当割の額を計算する場合において、当該源泉徴収選択口座内における上場株式等に係る譲渡損失の金額があるときは、当該源泉徴収選択口座内配当等の額から当該上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した金額に対して税率を乗じて徴収すべき配当割の額を計算する特例を創設することとした。（附則第12条の4の2第3項関係）

(4) 公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の特例の対象となる法人が寄附を受けた財産が公益目的事業の用に供されなくなったこと等一定の事由により非課税承認が取り消された場合には、当該寄附を受けた公益法人等に対して、寄附時の譲渡所得等に係る個人住民税の所得割を課することとした。（附則第3条の2の2第1項関係）

(5) 肉用牛の売却による事業所得に係る所得割の課税の特例について、免税対象飼育牛の売却頭数が年間2,000頭を超える場合にはその超える部分の所得について免税対象から除外する見直しを行ったうえ、その適用期限を平成24年度まで延長することとした。（附則第6条第1項関係）

2 事業税

(1) 公益法人関係税制について、次のとおり整備を行うこととした。

イ 公益社団法人及び公益財団法人並びに一般社団法人及び一般財団法人について、所得割額又は収入割額によって課税することとした。（第49条第1項第1号口関係）

ロ 特例社団法人又は特例財団法人について、民法第34条法人と同様の措置を講ずることとした。（附則第20条第2項関係）

(2) 平成20年10月1日以後に開始する各事業年度に係る法人の事業税及び同日以後の解散による清算所得に対する法人の事業税の税率の特例を定めることとした。（附則第13条の3第2項関係）

3 不動産取得税

民法第34条法人が取得した場合に非課税措置等が講じられている不動産について、以下の措置を講ずることとした。

(1) 公益社団法人又は公益財団法人が取得した場合、民法第34条法人が取得するものと同様の措置を講ずることとした。（第80条の8及び第82条の2第1項第5号関係）

(2) 特例社団法人は公益社団法人と、特例財団法人は公益財団法人とみなして(1)を適用することとした。（附則第20条第3項関係）

4 この条例は、平成21年4月1日から施行することとした。ただし、次に掲げる改正は、それぞれ次に定める日から施行することとした。

- (1) 2の(2)の改正 平成20年10月1日
- (2) 1の(1)、2の(1)及び3の改正 平成20年12月1日
- (3) 1の(3)の口及び八並びに(5)の改正 平成22年1月1日
- (4) 1の(3)のイの改正 平成22年4月1日

山形県農村地域工業等導入地区県税課税免除条例の一部を改正する条例（県条例第42号）
（税政課）

- 1 農村地域工業等導入地区における課税免除の適用期間を延長することとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行し、1に関する改正規定による改正後の山形県農村地域工業等導入地区県税課税免除条例の規定は、平成20年4月1日から適用することとした。

山形県公共調達基本条例（県条例第43号）（建設企画課）

- 1 この条例は、公共調達に係る入札及び契約に関する制度（以下「入札契約制度」という。）に関し基本的事項を定めることにより、公共調達により調達するものの品質及び価格の適正を確保するとともに、公共調達に係る入札契約制度に対する県民の信頼を確保し、もって県民の福祉の向上及び県民経済の健全な発展に寄与することを目的とすることとした。（第1条関係）
 - 2 入札契約制度に関する基本理念を次のとおりとすることとした。（第3条関係）
 - (1) 公共調達に係る入札契約制度は、入札及び契約の過程からの談合その他の不正行為の排除が徹底されるものでなければならないこととした。
 - (2) 公共調達に係る入札契約制度は、入札に参加しようとし、又は契約の相手方になろうとする者の間の公正な競争が促進されるものでなければならないこととした。
 - (3) 公共調達に係る入札契約制度は、入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性が確保されるものでなければならないこととした。
 - (4) 公共調達に係る入札契約制度は、公共調達により調達するものの品質及び価格の適正を考慮したものでなければならないこととした。
 - (5) 建設工事等に係る入札契約制度は、建設業者等の技術のほか、その法令の遵守状況、環境保全に関する対策、建設工事等に従事する者の安全衛生及び福利厚生に対する取組並びに地域における社会貢献活動についても、適切に評価し、当該評価を入札及び契約の過程において適切に反映するように配慮したものでなければならないこととした。
 - 3 入札契約制度に関し、次の取組を行うこととした。（第4条関係）
 - (1) 県は、2の基本理念（以下「基本理念」という。）を踏まえて、公共調達に係る入札契約制度を運用するとともに、基本理念にのっとり、公共調達に係る入札契約制度を不断に見直し、改善に努めなければならないこととした。
 - (2) 知事等は、毎年度、議会に公共調達に係る入札契約制度の運用の状況及び見直しの内容に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならないこととした。
 - (3) 県は、県内における他の地方公共団体に対し、入札契約制度の改善に関して、必要な情報の提供及び助言を行うこととした。
 - 4 山形県公共調達評議委員会の設置等について、必要な事項を定めることとした。（第5条～第12条関係）
 - 5 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、3の一部は、平成21年4月1日から施行することとした。
- 山形県港湾施設管理条例の一部を改正する条例（県条例第44号）（交通政策課）
- 1 港湾施設の使用料の額を改定することとした。
 - 2 この条例は、平成20年9月1日から施行することとした。

条 例

山形県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年7月18日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第35号

山形県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

山形県政務調査費の交付に関する条例（平成13年3月県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第100条第13項及び第14項」を「第100条第14項及び第15項」に改める。

第10条第1項中「第100条第14項」を「第100条第15項」に改める。

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成20年法律第69号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年7月18日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第36号

山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例等の一部を改正する条例

（山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部改正）

第1条 山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例（昭和31年9月県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し及び同条第1項中「報酬」を「議員報酬」に改め、同条第5項中「報酬月額」を「議員報酬月額」に改める。

別表第1中 「報酬月額」 を 「議員報酬月額」 に改める。

（山形県特別職報酬等審議会条例の一部改正）

第2条 山形県特別職報酬等審議会条例（昭和39年10月県条例第66号）の一部を次のように改正する。

第1条中「特別職の職員の報酬等」を「議員報酬等」に改める。

第2条中「報酬」を「議員報酬」に改める。

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成20年法律第69号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年7月18日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第37号

山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例（昭和35年10月県条例第34号）の一部を次のように改

正する。

第3条中第26号を削り、第27号を第26号とし、第28号から第33号までを1号ずつ繰り上げる。

第12条第1項中「、ダム建設事務所」を削る。

第12条の2第1項中「、ダム建設事務所」及び「(ダム建設業務に従事する職員の特殊勤務手当の支給を受ける者を除く。)」を削る。

第12条の6第1項中「、ダム建設事務所」を削る。

第13条を次のように改める。

第13条 削除

第20条の3中「、第13条第2項」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県職員等の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年7月18日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第38号

山形県職員等の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例

山形県職員等の自己啓発等休業に関する条例(平成19年12月県条例第63号)の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「第13条第1項第3号」を「第13条第1項第4号」に改める。

附 則

この条例は、平成20年10月1日から施行する。

県吏員の恩給等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年7月18日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第39号

県吏員の恩給等に関する条例の一部を改正する条例

県吏員の恩給等に関する条例(昭和27年3月県条例第1号)の一部を次のように改正する。

第3条の2第1項中「公営企業金融公庫」を「旧公営企業金融公庫」に改める。

附 則

この条例は、平成20年10月1日から施行する。

山形県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年7月18日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第40号

山形県手数料条例の一部を改正する条例

山形県手数料条例(平成12年3月県条例第8号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第10号の2の次に次の1号を加える。

(10)の3 温泉法第7条の2第1項の規定に基づく 掘削施設等変更許可申 24,000円

掘削のための施設の位置、構造若しくは設備又は 請手数料

掘削の方法の変更の許可の申請に対する審査

第2条第1項第11号の2中「第11条第2項」を「第11条第2項又は第3項」に改め、同号の次に次の5号を加える。

(11)の3 温泉法第11条第2項において準用する同 ゆう出路増掘施設等変 24,000円

法第7条の2第1項の規定に基づくゆう出路の増 更許可申請手数料

掘のための施設の位置、構造若しくは設備又は増掘の方法の変更の許可の申請に対する審査

- | | | |
|---|-------------------------|---------|
| (11)の4 温泉法第14条の2第1項の規定に基づく温泉の採取の許可の申請に対する審査 | 温泉採取許可申請手数料 | 35,000円 |
| (11)の5 温泉法第14条の3第1項又は第14条の4第1項の規定に基づく温泉の採取の許可を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査 | 温泉採取許可を受けた地位の承継の承認申請手数料 | 7,400円 |
| (11)の6 温泉法第14条の5第1項の規定に基づく可燃性天然ガスの濃度についての確認の申請に対する審査 | 可燃性天然ガスの濃度についての確認申請手数料 | 7,400円 |
| (11)の7 温泉法第14条の7第1項の規定に基づく温泉の採取のための施設の位置、構造若しくは設備又は採取の方法の変更の許可の申請に対する審査 | 温泉採取施設等変更許可申請手数料 | 24,000円 |

附 則

- この条例は、平成20年10月1日から施行する。ただし、第2条第1項第11号の2の次に5号を加える改正規定（同項第11号の6に係る部分に限る。）及び次項の規定は、同年8月1日から施行する。
- 平成20年8月1日から同年9月30日までの間における改正後の第2条第1項第11号の6の規定の適用については、同号中「温泉法第14条の5第1項の規定に基づく」とあるのは、「温泉法の一部を改正する法律（平成19年法律第121号）附則第6条の規定により、同法による改正後の温泉法第14条の5第1項及び第2項の規定の例により受けることができるとされる」とする。

山形県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年7月18日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第41号

山形県県税条例の一部を改正する条例

山形県県税条例（昭和29年5月県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第29条第1項第7号中「第37条の11第1項」を「第37条の12の2第2項」に改め、同条第5項中「第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体（第48条の2第1項において「地縁による団体」という。）」を「第260条の2第7項に規定する認可地縁団体（第48条の2第1項第2号において「認可地縁団体」という。）」、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成6年法律第106号）第7条の2第1項に規定する法人である政党等に改める。

第33条中「寄附金控除額」を削る。

第34条の2の次に次の1条を加える。

（寄附金税額控除）

第34条の3 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額）が5,000円を超える場合には、その超える金額の100分の4に相当する金額（当該納税義務者が前年中に第1号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額が5,000円を超える場合にあっては、当該100分の4に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の前2条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(1) 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金（当該納税義務者がその寄附によつて設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを

除く。)

(2) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第113条第2項に規定する共同募金会（その主たる事務所を県内に有するものに限る。）に対する寄附金又は日本赤十字社に対する寄附金（県内に事務所を有する日本赤十字社の支部において収納されたものに限る。）で、施行令第7条の17で定めるもの

2 前項の特例控除額は、同項の所得割の納税義務者が前年中に支出した同項第1号に掲げる寄附金の額の合計額のうち5,000円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た金額の5分の2に相当する金額（当該金額が当該納税義務者の前2条の規定を適用した場合の所得割の額の100分の10に相当する金額を超えるときは、当該100分の10に相当する金額）とする。

(1) 当該納税義務者が第34条第2項に規定する課税総所得金額（以下この項において「課税総所得金額」という。）を有する場合において、当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る前条第1号イに掲げる金額（以下この項において「人的控除差調整額」という。）を控除した金額が零以上であるとき 当該控除後の金額について、次の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合

195万円以下の金額	100分の85
195万円を超え330万円以下の金額	100分の80
330万円を超え695万円以下の金額	100分の70
695万円を超え900万円以下の金額	100分の67
900万円を超え1,800万円以下の金額	100分の57
1,800万円を超える金額	100分の50

(2) 当該納税義務者が課税総所得金額を有する場合において、当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る人的控除差調整額を控除した金額が零を下回るときであつて、当該納税義務者が第34条第2項に規定する課税山林所得金額（以下この項において「課税山林所得金額」という。）及び同条第2項に規定する課税退職所得金額（以下この項において「課税退職所得金額」という。）を有しないとき 100分の90

(3) 当該納税義務者が課税総所得金額を有する場合において当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る人的控除差調整額を控除した金額が零を下回るとき又は当該納税義務者が課税総所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者が課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有するとき 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める割合（イ及びロに掲げる場合のいずれにも該当するときは、当該イ又はロに定める割合のうちいずれか低い割合）

イ 課税山林所得金額を有する場合 当該課税山林所得金額の5分の1に相当する金額について、第1号の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合

ロ 課税退職所得金額を有する場合 当該課税退職所得金額について、第1号の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合

第35条中「本条」を「この条」に、「前2条」を「前3条」に改める。

第35条の2中「前3条」を「第34条から前条まで」に改める。

第40条第1項第5号中「第314条の8第3項」を「第314条の9第3項」に改める。

第43条の表第1号二中「八」を「二」に改め、同号中二をホとし、同号八中「イ及びロ」を「イ

から八まで」に改め、同号中八を二とし、口の次に次のように加える。

ハ 一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。))に該当するものを除く。)及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。)

第48条の2第1項第1号中「公益法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に改め、同項第2号中「地縁による団体」を「認可地縁団体」に改める。

第48条の15第1項中「である場合」を「又は租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する上場株式等の配当等(次項において「上場株式等の配当等」という。)である場合」に改め、同条第2項中「国外特定配当等」を「国外特定配当等又は上場株式等の配当等」に改める。

第48条の22第3項中「第37条の11の4第3項」を「第37条の11の4第2項」に改める。

第49条第1項第1号口中「投資法人及び」を「投資法人、」に、「並びに」を「並びに一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。))に該当するものを除く。)及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。))並びに」に改める。

第80条の8第1項中「民法(明治29年法律第89号)第34条の法人」を「公益社団法人又は公益財団法人」に改め、同条第2項中「民法第34条の法人」を「公益社団法人又は公益財団法人」に、「第80条の3第2項中」を「同条第2項中」に改める。

第82条の2第1項第5号中「民法第34条の法人」を「公益社団法人若しくは公益財団法人」に改める。

第84条第2項中「民法」を「民法(明治29年法律第89号)」に改める。

附則第3条の2の次に次の1条を加える。

(公益法人等に係る県民税の課税の特例)

第3条の2の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段(同条第6項から第9項までの規定によりみなして適用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等(同条第6項から第9項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。以下この条において同じ。)を同法第40条第3項に規定する贈与又は遺贈を行つた個人とみなして、施行令附則第3条の2の3第1項で定めるところにより、これに同法第40条第3項に規定する財産(同条第6項から第9項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。以下この条において同じ。)に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る県民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用を受けた同項に規定する公益法人等に対する法人税法の規定の適用については、同法第38条第2項第2号中「係るもの」とあるのは「係るもの及び同法附則第3条の2の4第1項の規定によるもの(当該県民税に係る同項に規定する財産の価額が同項に規定する当該公益法人等の各事業年度の所得の金額又は各連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額に算入された場合における当該県民税に限る。)」と、同法第94条第3号中「係るものを」とあるのは「係るもの並びに同法附則第3条の2の4第1項の規定によるものを」とする。

附則第3条の3第2項第2号中「及び附則第5条の4第1項」を「、附則第5条の4第1項及び附則第5条の5」に改め、同条第3項中「前3条」を「第34条から前条まで」に改める。

附則第5条第2項中「第35条の2」を「第35条及び第35条の2」に、「同条」を「第35条」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、第35条の2中「第34条から前条まで」とあるのは「第34条から前条まで及び附則第5条第1項」とする」に改める。

附則第5条の2及び第5条の3を次のように改める。

第5条の2及び第5条の3 削除

附則第5条の4第1項第2号口中「第25条第2項」を「第8条の4第1項(所得税法等の一部を改正する法律(平成20年法律第23号。以下この項において「平成20年所得税法等改正法」という。))附則第32条第1項の規定により適用される場合を含む。)、第25条第2項」に、「同法第37条の11第1項」を「平成20年所得税法等改正法附則第43条第2項」に改め、同号八中「第10条の

7」を「第10条の6」に改め、同条第2項中「第35条の2」を「第35条及び第35条の2」に、「同条」を「第35条」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、第35条の2中「第34条から前条まで」とあるのは「第34条から前条まで及び附則第5条の4第1項」とする」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第5条の5 第34条の3の規定の適用を受ける県民税の所得割の納税義務者が、同条第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第8条の2第1項、附則第9条第1項、附則第10条第1項、附則第12条第1項、附則第12条の2第1項又は附則第12条の8第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の3第2項に規定する特例控除額は、同項第2号及び第3号の規定にかかわらず、当該納税義務者が前年中に支出した同条第1項第1号に掲げる寄附金の額の合計額のうち5,000円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合(当該各号に掲げる場合の2以上に該当するときは、当該各号に定める割合のうち最も低い割合)を乗じて得た金額の5分の2に相当する金額(当該金額が当該納税義務者の第34条及び第34条の2の規定を適用した場合の所得割の額の100分の10に相当する金額を超えるときは、当該100分の10に相当する金額)とする。

- (1) 第34条第2項に規定する課税山林所得金額を有する場合 当該課税山林所得金額の5分の1に相当する金額について、第34条の3第2項第1号の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合
- (2) 第34条第2項に規定する課税退職所得金額を有する場合 当該課税退職所得金額について、第34条の3第2項第1号の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合
- (3) 前年中の所得について附則第9条第1項の規定の適用を受ける場合 100分の50
- (4) 前年中の所得について附則第12条第1項の規定の適用を受ける場合 100分の60
- (5) 前年中の所得について附則第8条の2第1項、附則第10条第1項、附則第12条の2第1項又は附則第12条の8第1項の規定の適用を受ける場合 100分の75

附則第6条第1項中「平成21年度」を「平成24年度」に、「免税対象飼育牛である場合」を「免税対象飼育牛(次項において「免税対象飼育牛」という。)である場合(その売却した肉用牛の頭数の合計が2,000頭以内である場合に限る。)」に改め、同条第2項中「同項に規定する」を削り、「ものが含まれている」を「もの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が2,000頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が含まれている」に、「及び前条第1項の規定にかかわらず」を「、附則第5条の4第1項及び前条の規定にかかわらず」に改め、同項第2号中「及び前条第1項」を「、附則第5条の4第1項及び前条」に改め、同条第3項中「前3条」を「第34条から前条まで」に、「附則第5条の4第1項」を「附則第5条の5」に改める。

附則第8条の次に次の1条を加える。

(上場株式等に係る配当所得に係る県民税の課税の特例)

第8条の2 当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等(以下この項及び次項において「上場株式等の配当等」という。)を有する場合において、当該上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の県民税について当該上場株式等の配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある法第32条第13項に規定する申告書を提出したときは、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、第32条及び第34条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等の配当等に係る配当所得の金額(以下この項において「上場株式等に係る配当所得の金額」という。)に対し、上場株式等に係る課税配当所得の金額(上場株式等に係る配当所得の金額(第3項第3号の規定により読み替えて適用される第33条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の2に相当する金額に相当する県民税の所得割を課する。この場合において、当該上場株式等の配当等に係る配当所得について

は、附則第5条第1項の規定は、適用しない。

- 2 県民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき上場株式等の配当等に係る配当所得の金額について第32条及び第34条の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の上場株式等の配当等に係る配当所得については、前項の規定は、適用しない。
- 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
 - (1) 第34条の2、附則第4条第3項及び附則第4条の2第3項の規定の適用については、これらの規定中「合計所得金額」とあるのは、「合計所得金額及び附則第8条の2第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額の合計額」とする。
 - (2) 個人の県民税の所得割の課税標準の計算上その例によることとされる所得税法第69条の規定の適用については、租税特別措置法第8条の4第3項第2号の規定により適用されるところによる。
 - (3) 第33条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第8条の2第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」とする。
 - (4) 第34条の2から第35条の2までの規定の適用については、第34条の2、第34条の3第1項前段、第35条及び第35条の2中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第8条の2第1項の規定による県民税の所得割の額」と、第34条の3第1項後段及び第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第8条の2第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。
 - (5) 附則第3条の3の規定の適用については、同条第1項及び第2項第1号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第8条の2第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、同項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額並びに附則第8条の2第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同項第2号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第8条の2第1項の規定による県民税の所得割の額」とする。
 - (6) 附則第5条第1項、附則第5条の4第1項及び附則第5条の5の規定の適用については、附則第5条第1項中「配当等に係るもの」とあるのは「配当等に係るもの及び附則第8条の2第1項に規定する上場株式等の配当等に係る配当所得(同項の規定の適用を受けようとするものに限る。)」と、同項及び附則第5条の4第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第8条の2第1項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第5条第1項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第8条の2第1項に規定する上場株式等に係る課税配当所得の金額の合計額」と、附則第5条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第8条の2第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

附則第9条第3項第3号中「これらの規定」を「第34条の2、第34条の3第1項前段、第35条及び第35条の2」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、第34条の3第1項後段及び第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第9条第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする」に改め、同項第5号中「及び附則第5条の4第1項」を「、附則第5条の4第1項及び附則第5条の5」に、「これらの規定」を「附則第5条第1項及び附則第5条の4第1項」に、「とする」を「と、附則第5条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第9条第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする」に改める。

附則第10条第3項第4号中「これらの規定」を「第34条の2、第34条の3第1項前段、第35条及び第35条の2」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、第34条の3第1項後段及び第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第10条第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする」に改め、同項第6号中「及び附則第5条の4第1項」を「、附則第5条の4第1項及び附則第5条の5」に、「これらの規定」を「附則第5条第1項及び附則第5条の4第1項」に、「とする」を「と、附則第5条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の

額並びに附則第10条第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする」に改める。

附則第12条第4項第4号中「これらの規定」を「第34条の2、第34条の3第1項前段、第35条及び第35条の2」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、第34条の3第1項後段及び第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第12条第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする」に改め、同項第6号中「及び附則第5条の4第1項」を「、附則第5条の4第1項及び附則第5条の5」に、「これらの規定」を「附則第5条第1項及び附則第5条の4第1項」に、「とする」を「と、附則第5条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第12条第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする」に改める。

附則第12条の2第1項中「及び附則第12条の4」を削り、同条第4項第4号中「これらの規定」を「第34条の2、第34条の3第1項前段、第35条及び第35条の2」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、第34条の3第1項後段及び第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第12条の2第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする」に改め、同項第6号中「及び附則第5条の4第1項」を「、附則第5条の4第1項及び附則第5条の5」に、「これらの規定」を「附則第5条第1項及び附則第5条の4第1項」に、「とする」を「と、附則第5条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第12条の2第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする」に改める。

附則第12条の3第1項中「及び次条」を削り、同条第2項中「)に保管」を「。以下この項において「特定管理口座」という。)に係る同条第1項に規定する振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は特定管理口座に保管」に改め、「及び次条」を削る。

附則第12条の4を次のように改める。

第12条の4 削除

附則第12条の4の次に次の1条を加える。

(源泉徴収選択口座内配当等に係る県民税の所得計算及び特別徴収等の特例)

第12条の4の2 県民税の所得割の納税義務者が支払を受ける租税特別措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等(以下この条において「源泉徴収選択口座内配当等」という。)については、施行令附則第18条の4の2第1項で定めるところにより、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る配当所得の金額と当該源泉徴収選択口座内配当等以外の配当等(所得税法第24条第1項に規定する配当等をいう。)に係る配当所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

2 租税特別措置法第37条の11の4第1項に規定する源泉徴収選択口座(以下この条において「源泉徴収選択口座」という。)が開設されている第48条の15第1項に規定する特別徴収義務者が、源泉徴収選択口座内配当等につき、同条第2項の規定に基づき県民税の配当割を徴収する場合における第29条第1項第6号、第48条の15第1項及び第48条の16の規定の適用については、第29条第1項第6号及び第48条の15第1項中「受けるべき日」とあるのは「受けるべき日の属する年の1月1日」と、第48条の16中「属する月の翌月10日」とあるのは「属する年の翌年1月10日(施行令附則第18条の4の2第2項において読み替えて準用する施行令第9条の20第1項で定める場合にあつては、同項で定める日)」とする。

3 前項の特別徴収義務者が県民税の配当割の納税義務者に対して支払われる源泉徴収選択口座内配当等について徴収して納入すべき県民税の配当割の額を計算する場合において、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座につき次の各号に掲げる金額があるときは、当該源泉徴収選択口座内配当等について徴収して納入すべき県民税の配当割の額は、施行令附則第18条の4の2第3項から第5項までで定めるところにより、その年中に交付をした源泉徴収選択口座内配当等の額の総額から当該各号に掲げる金額の合計額を控除した残額を当該源泉徴収選択口座内配当等に係る特定配当等の額とみなして第48条の13の規定を適用して計算した金額とする。

(1) その年中にした当該源泉徴収選択口座に係る法附則第35条の2の4第1項に規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡につき同項の規定に基づいて計算された当該特定口座内保管上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額の計算上生じた損失の金

額として施行令附則第18条の4の2第6項で定める金額

- (2) その年中に当該源泉徴収選択口座において処理された第29条第1項第7号に規定する差金決済に係る法附則第35条の2の4第2項に規定する信用取引等に係る上場株式等の譲渡につき同項の規定により計算された当該信用取引等に係る上場株式等の譲渡による事業所得の金額及び雑所得の金額の計算上生じた損失の金額として施行令附則第18条の4の2第7項で定める金額
- 4 前項の場合において、当該県民税の配当割の納税義務者に対して支払われる源泉徴収選択口座内配当等について、その年中に同項の特別徴収義務者が当該源泉徴収選択口座内配当等の交付の際に第48条の15第2項の規定により既に徴収した県民税の配当割の額が前項の規定を適用して計算した県民税の配当割の額を超えるときは、当該特別徴収義務者は、当該納税義務者に対し、当該超える部分の金額に相当する配当割を還付しなければならない。

附則第12条の5の見出し中「繰越控除」を「損益通算及び繰越控除」に改め、同条第3項を削り、同条第2項中「のうち租税特別措置法第37条の11第1項各号に掲げる上場株式等の譲渡(同法第32条第2項の規定に該当するものを除く。)」を削り、「金額を」を「金額(第1項の規定の適用を受けて控除されたものを除く。)」を」に改め、同項を同条第5項とし、同条第1項中「本項」を「この項」に、「を限度として」を「及び附則第8条の2第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額(第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この項において同じ。)」を限度として」に、「の計算上」を「及び上場株式等に係る配当所得の金額の計算上」に改め、同項を同条第4項とし、同項の前に次の3項を加える。

県民税の所得割の納税義務者の平成22年度分以後の各年度分の上場株式等に係る譲渡損失の金額は、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の県民税について上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した法第45条の2第1項の規定による申告書を提出した場合(市町村長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書をその提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時まで提出した場合を含む。)に限り、附則第12条の2第1項後段の規定にかかわらず、当該納税義務者の附則第8条の2第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額を限度として、当該上場株式等に係る配当所得の金額の計算上控除する。

- 2 前項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額とは、当該県民税の所得割の納税義務者が、租税特別措置法第37条の11の3第2項に規定する上場株式等の譲渡のうち同法第37条の12の2第2項各号に掲げる上場株式等の譲渡(同法第32条第2項の規定に該当するものを除く。第5項において「上場株式等の譲渡」という。)をしたことにより生じた損失の金額として規則で定めるところにより計算した金額のうち、当該納税義務者の当該譲渡をした年の末日の属する年度の翌年度の県民税に係る附則第12条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除してもなお控除しきれない部分の金額として規則で定めるところにより計算した金額をいう。
- 3 第1項の規定の適用がある場合における附則第8条の2第1項から第3項までの規定の適用については、同条第1項中「配当所得の金額(以下」とあるのは、「配当所得の金額(附則第12条の5第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下」とする。

附則第12条の5に次の1項を加える。

- 6 第4項の規定の適用がある場合における附則第8条の2第1項及び第2項並びに附則第12条の2第1項から第3項までの規定の適用については、附則第8条の2第1項中「配当所得の金額(以下」とあるのは「配当所得の金額(附則第12条の5第4項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下」と、附則第12条の2第1項中「計算した金額(」とあるのは「計算した金額(附則第12条の5第4項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とし、」とする。
- 附則第12条の7を次のように改める。

第12条の7 削除

附則第12条の8第2項第4号中「これらの規定」を「第34条の2、第34条の3第1項前段、第35条及び第35条の2」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、第34条の3第1項後段及び第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第12条の8第1項の規定に

よる県民税の所得割の額の合計額」とする」に改め、同項第6号中「及び附則第5条の4第1項」を「、附則第5条の4第1項及び附則第5条の5」に、「これらの規定」を「附則第5条第1項及び附則第5条の4第1項」に、「とする」を「と、附則第5条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第12条の8第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする」に改める。

附則第13条の3に次の1項を加える。

- 2 平成20年10月1日以後に開始する各事業年度に係る法人の事業税及び同日以後の解散(合併による解散を除く。)による清算所得に対する法人の事業税(清算所得に対する法人の事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部の分配又は引渡しにより納付すべき法人の事業税を含む。)についての第54条及び前項の規定の適用については、同条第1項第1号ハの表中「100分の3.8」とあるのは「100分の1.5」と、「100分の5.5」とあるのは「100分の2.2」と、「100分の7.2」とあるのは「100分の2.9」と、同項第2号の表中「100分の5」とあるのは「100分の2.7」と、「100分の6.6」とあるのは「100分の3.6」と、同項第3号の表中「100分の5」とあるのは「100分の2.7」と、「100分の7.3」とあるのは「100分の4」と、「100分の9.6」とあるのは「100分の5.3」と、同条第2項中「100分の1.3」とあるのは「100分の0.7」と、同条第3項第1号ハ中「100分の7.2」とあるのは「100分の2.9」と、同項第2号中「100分の6.6」とあるのは「100分の3.6」と、同項第3号中「100分の9.6」とあるのは「100分の5.3」と、前項中「第54条第1項第2号」とあるのは「次項の規定により読み替えられた第54条第1項第2号」と、「100分の6.6」とあるのは「100分の3.6」と、「100分の7.9」とあるのは「100分の4.3」とする。

附則に次の1条を加える。

(旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る地方税の特例)

第20条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号。以下この条において「整備法」という。)第40条第1項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であつて整備法第106条第1項(整備法第121条第1項において読み替えて準用する場合を含む。次項から第4項まで及び第6項において同じ。)の登記をしていないもの(整備法第131条第1項の規定により整備法第45条の認可を取り消されたもの(以下この条においてそれぞれ「認可取消社団法人」又は「認可取消財団法人」という。)を除く。)については、公益社団法人又は公益財団法人とみなして、第29条第4項の規定を適用する。

- 2 整備法第40条第1項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であつて整備法第106条第1項の登記をしていないもの(認可取消社団法人又は認可取消財団法人にあつては、法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人(以下この条において「非営利型法人」という。)に該当するものに限る。)については、公益社団法人又は公益財団法人とみなして、第49条第1項の規定を適用する。
- 3 整備法第40条第1項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であつて整備法第106条第1項の登記をしていないものについては、公益社団法人又は公益財団法人とみなして、第80条の8及び第82条の2第1項第5号の規定を適用する。
- 4 整備法第40条第1項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であつて整備法第106条第1項の登記をしていないもの(認可取消社団法人又は認可取消財団法人にあつては、非営利型法人に該当するものに限る。)については、法人税法第2条第6号の公益法人等とみなして、第29条第5項及び第43条の規定を適用する。
- 5 平成20年11月30日において現に所得税法等の一部を改正する法律(平成20年法律第23号)第2条の規定による改正前の法人税法別表第2第2号の指定を受けている外国法人については、平成25年11月30日までに開始する事業年度分の法人の県民税に限り、法人税法第2条第6号の公益法人等とみなして、第29条第5項及び第43条の規定を適用する。
- 6 整備法第41条第1項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であつて整備法第

106条第1項の登記をしていないもの又は認可取消社団法人若しくは認可取消財団法人については、一般社団法人又は一般財団法人とみなして、第43条、第48条の2第1項第1号及び第49条第1項の規定を適用する。

- 7 整備法第2条第1項に規定する旧有限責任中間法人で整備法第3条第1項本文の規定の適用を受けるもの及び整備法第25条第2項に規定する特例無限責任中間法人については、一般社団法人とみなして、第43条、第48条の2第1項第1号及び第49条第1項の規定を適用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第13条の3に1項を加える改正規定 平成20年10月1日

(2) 第29条第5項、第43条、第48条の2第1項、第49条第1項第1号口、第80条の8、第82条の2第1項第5号及び第84条第2項の改正規定並びに附則に1条を加える改正規定並びに附則第21項から第23項までの規定 平成20年12月1日

(3) 第29条第1項第7号及び第48条の2第3項の改正規定並びに附則第5条の2及び第5条の3の改正規定並びに附則第12条の7の改正規定並びに次項から附則第4項までの規定 平成21年1月1日

(4) 第48条の15の改正規定並びに附則第6条第1項の改正規定、同条第2項の改正規定（「同項に規定する」を削り、「ものが含まれている」を「もの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が2,000頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が含まれている」に改める部分に限る。）、附則第8条の次に1条を加える改正規定、附則第12条の4の次に1条を加える改正規定及び附則第12条の5の改正規定並びに附則第8項から第15項までの規定 平成22年1月1日

(5) 附則第5条の4第1項第2号、第12条の2第1項及び第12条の3第1項の改正規定、同条第2項の改正規定（「及び次条」を削る部分に限る。）並びに附則第12条の4の改正規定並びに附則第16項から第20項までの規定 平成22年4月1日

（個人の県民税に関する経過措置）

- 2 平成21年1月1日前に支払を受けるべき改正前の山形県県税条例（以下「旧条例」という。）附則第5条の3に規定する特定配当等については、なお従前の例による。

- 3 平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に支払を受けるべき地方税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第21号。以下「平成20年改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）第23条第1項第15号に規定する特定配当等（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第4条の2第9項又は第4条の3第10項の規定の適用を受けるものを除く。）に係る改正後の山形県県税条例（以下「新条例」という。）第48条の13の規定の適用については、同条中「100分の5」とあるのは、「100分の3」とする。

- 4 平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に行われる新条例第48条の22第2項に規定する対象譲渡等に係る新条例第48条の20及び第48条の22第3項の規定の適用については、これらの規定中「100分の5」とあるのは、「100分の3」とする。

- 5 新条例第34条の3及び附則第5条の5の規定は、県民税の所得割の納税義務者が平成20年1月1日以後に支出する新条例第34条の3第1項各号に掲げる寄附金について適用する。

- 6 新条例附則第3条の2の2の規定は、租税特別措置法第40条第2項又は第3項の規定による同条第1項後段の承認の取消しが平成20年12月1日以後にされる場合について適用する。

- 7 平成21年4月1日から同年12月31日までの間における新条例附則第5条の5の規定の適用については、同条中「附則第8条の2第1項、附則第9条第1項」とあるのは「附則第9条第1項」と、同条第5号中「附則第8条の2第1項、附則第10条第1項」とあるのは「附則第10条第1項」とする。

- 8 新条例附則第6条第1項及び第2項の規定は、平成22年度以後の年度分の個人の県民税につい

て適用し、旧条例附則第6条第1項に規定する免税対象飼育牛に係る所得に係る平成21年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

- 9 県民税の所得割の納税義務者が、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に支払を受けるべき新条例附則第8条の2第1項に規定する上場株式等の配当等を有する場合には、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、同項前段の規定により、上場株式等に係る課税配当所得の金額(同項前段に規定する上場株式等に係る課税配当所得の金額をいう。以下この項において同じ。)に対して課する県民税の所得割の額は、同条第1項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。
- (1) 上場株式等に係る課税配当所得の金額が100万円以下である場合 当該上場株式等に係る課税配当所得の金額の100分の1.2に相当する金額
- (2) 上場株式等に係る課税配当所得の金額が100万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額
- イ 12,000円
- ロ 当該上場株式等に係る課税配当所得の金額から100万円を控除した金額の100分の2に相当する金額
- 10 前項の規定の適用がある場合における新条例附則第8条の2第3項の規定の適用については、同項第3号中「附則第8条の2第1項」とあるのは、「附則第8条の2第1項(山形県県税条例の一部を改正する条例(平成20年7月県条例第41号)附則第9項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。)」とする。
- 11 新条例附則第12条の5第1項又は第4項の規定の適用がある場合における附則第9項の規定の適用については、同項中「同項前段の規定により」とあるのは、「新条例附則第12条の5第3項又は第6項の規定により読み替えられた新条例附則第8条の2第1項前段の規定により」とする。
- 12 新条例附則第12条の4の2の規定は、平成22年1月1日以後に県民税の納税義務者が交付を受ける同条第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等(次項において「源泉徴収選択口座内配当等」という。)について適用する。
- 13 新条例附則第12条の4の2第2項の特別徴収義務者が県民税の配当割の納税義務者に対して平成22年1月1日から同年12月31日までの期間内に交付をする源泉徴収選択口座内配当等について徴収して納入すべき県民税の配当割の額を計算する場合において、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座(同項に規定する源泉徴収選択口座をいう。)につき次に掲げる金額があるときは、当該源泉徴収選択口座内配当等について徴収して納入すべき県民税の配当割の額は、同条第3項の規定にかかわらず、地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令(平成20年政令第152号。以下「平成20年改正令」という。)附則第3条第10項において準用する平成20年改正令第1条の規定による改正後の地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「新令」という。)附則第18条の4の2第3項から第5項までで定めるところにより、その年中に交付をした平成20年改正法附則第3条第17項各号に掲げる源泉徴収選択口座内配当等の区分に応じ当該各号に定める金額から次に掲げる金額の合計額を控除した金額として平成20年改正令附則第3条第9項で定める金額を源泉徴収選択口座内配当等に係る特定配当等の額とみなして新条例第48条の13の規定を適用して計算した金額とする。
- (1) その年中にした当該源泉徴収選択口座に係る新法附則第35条の2の4第1項に規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡につき同項の規定に基づいて計算された当該特定口座内保管上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額の計算上生じた損失の金額として平成20年改正令附則第3条第11項において準用する新令附則第18条の4の2第6項で定める金額
- (2) その年中に当該源泉徴収選択口座において処理された新条例第29条第1項第7号に規定する差金決済に係る新法附則第35条の2の4第2項に規定する信用取引等に係る上場株式等の譲渡につき同項の規定により計算された当該信用取引等に係る上場株式等の譲渡による事業所得の金額及び雑所得の金額の計算上生じた損失の金額として平成20年改正令附則第3条第11項にお

いて準用する新令附則第18条の4の2第7項で定める金額

- 14 新条例附則第12条の5の規定は、平成22年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成21年度分までの個人の県民税に係る旧条例附則第12条の5第1項の規定による譲渡所得等の金額の計算については、なお従前の例による。
- 15 平成22年1月1日から同年3月31日までの間における新条例附則第12条の5第6項の規定の適用については、同項中「の規定の適用について」とあるのは「並びに附則第12条の4の規定の適用について」と、「とする」とあるのは「と、附則第12条の4中「計算した金額（）」とあるのは「計算した金額（附則第12条の5第4項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」と、「同条第1項前段」とあるのは「附則第12条の2第1項前段」とする」とする。
- 16 県民税の所得割の納税義務者が平成21年1月1日以前に行った旧条例附則第12条の4に規定する上場株式等の譲渡に係る同条に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額に対して課する平成21年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
- 17 県民税の所得割の納税義務者が、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に新条例附則第12条の5第2項に規定する上場株式等（以下この項において「上場株式等」という。）の譲渡（新条例附則第12条の3第2項に規定する譲渡をいう。）のうち租税特別措置法第37条の12の2第2項各号に掲げる上場株式等の譲渡をした場合には、当該上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得（同法第32条第2項の規定に該当する譲渡所得を除く。）については、新条例附則第12条の2第1項前段の規定により同項前段に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として平成20年改正令附則第3条第13項で定めるところにより計算した金額（以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対して課する県民税の所得割の額は、新条例附則第12条の2第1項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する金額とする。
- (1) 上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（次項の規定により読み替えて適用される新条例附則第12条の2第4項の規定により読み替えて適用される新条例第33条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。以下この項において同じ。）が500万円以下である場合 当該上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額の100分の1.2に相当する金額
- (2) 上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額が500万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額
- イ 6万円
- ロ 当該上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額から500万円を控除した金額の100分の2に相当する金額
- 18 前項の規定の適用がある場合における新条例附則第12条の2第4項の規定の適用については、同項第3号中「附則第12条の2第1項」とあるのは、「附則第12条の2第1項（山形県県税条例の一部を改正する条例（平成20年7月県条例第41号）附則第17項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。）」とする。
- 19 新条例附則第12条の5第4項の規定の適用がある場合における附則第17項の規定の適用については、同項中「計算した金額（）」とあるのは、「計算した金額（新条例附則第12条の5第4項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」とする。
- 20 新条例附則第12条の6第3項の規定の適用がある場合における附則第17項の規定の適用については、同項中「計算した金額（）」とあるのは、「計算した金額（新条例附則第12条の6第3項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」とする。
- （法人の県民税に関する経過措置）
- 21 平成20年改正法第1条の規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）第25条第1項第2号に規定する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第38条の規定による改正前の民法（明治29年法律第89号。以下「旧民法」という。）第34条の法人

（収益事業を行わないものに限る。）に対して課する平成20年度分までの法人の県民税の均等割については、なお従前の例による。

（事業税に関する経過措置）

22 平成20年12月1日前に開始した事業年度に係る旧法第72条の5第1項第2号に掲げる旧民法第34条の規定により設立した法人の事業税については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

23 平成20年12月1日前の旧民法第34条の法人による不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

山形県農村地域工業等導入地区県税課税免除条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年7月18日

山形県知事 齋藤 弘

山形県条例第42号

山形県農村地域工業等導入地区県税課税免除条例の一部を改正する条例

山形県農村地域工業等導入地区県税課税免除条例（昭和47年3月県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条中「平成20年3月31日」を「平成21年12月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成20年4月1日から適用する。

山形県公共調達基本条例をここに公布する。

平成20年7月18日

山形県知事 齋藤 弘

山形県条例第43号

山形県公共調達基本条例

（目的）

第1条 この条例は、公共調達に係る入札及び契約に関する制度（以下「入札契約制度」という。）に関し基本的事項を定めることにより、公共調達により調達するものの品質及び価格の適正を確保するとともに、公共調達に係る入札契約制度に対する県民の信頼を確保し、もって県民の福祉の向上及び県民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 公共調達 県が支出負担行為に基づき行う調達をいう。

(2) 建設工事等 建設工事並びに建設工事に係る測量、設計、調査、コンサルタント業務及び材料の納入をいう。

(3) 建設業者等 建設工事等を請け負うことを営む者をいう。

（基本理念）

第3条 公共調達に係る入札契約制度は、入札及び契約の過程からの談合その他の不正行為の排除が徹底されるものでなければならない。

2 公共調達に係る入札契約制度は、入札に参加しようとし、又は契約の相手方になろうとする者の間の公正な競争が促進されるものでなければならない。

3 公共調達に係る入札契約制度は、入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性が確保されるものでなければならない。

4 公共調達に係る入札契約制度は、公共調達により調達するものの品質及び価格の適正を考慮したものでなければならない。

5 公共調達により調達するもののうち建設工事等は、経済活動等の基盤となる社会資本を整備する社会経済上重要なサービスであり、これを担う健全な建設業者等の育成は、県民経済の発展

に重要であることを踏まえ、建設工事等に係る入札契約制度は、建設業者等の技術のほか、その法令の遵守状況、環境保全に関する対策、建設工事等に従事する者の安全衛生及び福利厚生に対する取組並びに地域における社会貢献活動についても、適切に評価し、当該評価を入札及び契約の過程において適切に反映するように配慮したものでなければならない。

（県における取組）

第4条 県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）を踏まえて、公共調達に係る入札契約制度を運用するとともに、基本理念にのっとり、公共調達に係る入札契約制度を不断に見直し、改善に努めなければならない。

2 知事、企業管理者及び病院事業管理者（以下「知事等」という。）は、毎年度、議会に公共調達に係る入札契約制度の運用の状況及び見直しの内容に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

3 県は、県内における他の地方公共団体に対し、入札契約制度の改善に関して、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

（山形県公共調達評議委員会）

第5条 基本理念にのっとった公共調達に係る入札契約制度の改善について調査審議させるため、山形県公共調達評議委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、知事等の諮問に応じ、又は自発的に、公共調達に係る入札に参加する者に必要な資格の見直しその他公共調達に係る入札契約制度の改善に関する重要事項を調査審議する。

3 委員会は、必要があると認めるときは、知事等に対し、必要な改善措置を講ずることを求めることができる。

4 知事等は、前項の規定による求めを受けたときは、これを尊重しなければならない。

（組織）

第6条 委員会は、委員8人以内で組織する。

（委員）

第7条 委員は、学識経験のある者のうちから、議会の同意を得て、知事が任命する。

2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠又は増員により任命された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることを妨げない。

（委員長）

第8条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第9条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、前項の会議の議長となる。

3 第1項の会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）

第10条 委員会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、委員長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから委員長が指名する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 委員会は、その定めるところにより、部会の議決をもって委員会の議決とすることができる。

7 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「委員長」とあるのは「部会長」と、同条第3項及び第4項中「委員の」とあるのは「当該部会に属する委員の」と読み替えるものとする。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、土木部において処理する。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条第2項の規定は、平成21年4月1日から施行する。

山形県港湾施設管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年7月18日

山形県知事 齋藤 弘

山形県条例第44号

山形県港湾施設管理条例の一部を改正する条例

山形県港湾施設管理条例(昭和51年3月県条例第29号)の一部を次のように改正する。

別表第1号イ酒田北港緑地、第1酒田プレジャーボートスポット、第2酒田プレジャーボートスポット、加茂港緑地及び鼠ヶ関マリーナ以外の港湾施設の項の表船舶給水施設の項中

556円	378円	792円	を	535円		781円	に改める。
707円	490円	1,008円		686円		996円	
530円	360円	755円		510円		744円	
674円	468円	960円		654円		949円	

附 則

この条例は、平成20年9月1日から施行する。